

平成20年度決算検査報告における 公共工事関係の指摘事例

会計検査院第3局 環境検査課長 田沢 久雄
たざわ ひさお

会計検査院は、憲法および会計検査院法に基づき、国や国が出資している独立行政法人、国立大学法人等、国が補助金等を交付している都道府県・市町村等の平成20年度の会計などを検査し、その結果を平成20年度決算検査報告に取りまとめ、21年11月11日、これを内閣に送付した。

平成20年度決算検査報告に掲記された指摘事項等の総件数は717件で、そのうち公共工事の実施等に関するものは47件である（表参照。これらには、公共事業の施行に伴う補償、公共工事の施工

管理、整備した施設の維持管理に係る調査・点検、施設の利用等に関する事例を含む。なお、事例の分類等は筆者の個人的見解による。）

本稿では、これら公共工事関係の事例を簡単に紹介することとしたい。

なお、以下、①「不当事項」は、法律、政令若しくは予算に違反し又は不当と認められた事項、②「意見表示・処置要求事項」は、会計検査院法第34条又は第36条の規定により、関係大臣等に対して会計経理や制度、行政等について意見を表示し

平成20年度決算検査報告における公共工事関係の指摘事項件数・金額

省庁・団体	設 計	積 算	施 工	契約支払等	事業効果等	計
	件	件	件	件	件	件
国土交通省	9	6	1	5	3	24
農林水産省	5		2		3	10
その他省庁	2	3				5
出資法人		2		3	3	8
合 計	16	11	3	8	9	47
（指摘金額）	（1,929百万円）	（109百万円）	（178百万円）	（1,322百万円）	（18,215百万円）	（21,756百万円）
〔背景金額〕	〔 〕	〔2738億円〕	〔 〕	〔94億円〕	〔2672億円〕	〔5504億円〕

（注）1. 本表の指摘事項には、公共事業の施行に伴う補償、公共工事の施工管理、整備した施設の維持管理に係る調査・点検、施設の利用等に関するものを含む。
2. 「指摘金額」は、不適切な設計や施工により所要の安全度が確保されていなかったり、工事の目的を達していなかったりしている部分に係る工事費、過大な積算や不適切な契約処置により割高又は過大になっている契約額や支払額、未利用又は低利用で目的を達していない土地や施設等に係る事業費などである。「背景金額」は、上記の指摘金額を算出できないときに、その事態に関する支出額や投資額の全体の額を示すものである。なお、検査報告における国庫補助事業の指摘金額・背景金額は、国庫補助金ベースであるが、本表では原則として事業費ベースで計上した。

又は是正、改善の処置を要求した事項、③「処置済事項」は、検査において意見を表示し又は処置を要求すべく指摘したところ、当局において改善の処置を講じた事項である。また、金額は、断わりのない限り指摘金額であり、国庫補助事業の事業の指摘金額・背景金額は、検査報告では補助金ベースであるが、本稿では原則として事業費で示した。



1 設計に関するもの

設計に関する指摘事例には、構造物の安全性等の性能に係るものと経済性に係るものがある。

(1) 安全性等の性能に係るもの

これらは、設計が適切でなかったため、構造物に求められる所要の安全度や性能が確保されていなかったもので、いずれも不当事項である。構造物としては、落橋防止システムに関するものが多く、5件ある。

原因は、設計業者から提出された成果品に誤りがあったのに事業主体がそれを見過ごしたことや、事業主体の設計に関する認識や理解が十分でなかったことによるが、中には、事業主体が請負人からの問題提起に適切に対応しなかったことによるものもある。

(不当事項)

- ・橋りょう工事で、地震時に液状化が生ずる地盤があるのに落橋防止構造の設置を省略したり、兼用してはならない落橋防止構造と変位制限構造を兼用したりしていた(5件、計1億1662万円)。
- ・道路工事で、設計CBR及び交通量区分を誤って設定したため、舗装構造の等値換算厚が必要とされる値を下回っていて、所定の設計期間10年における舗装の安全かつ円滑な交通が確保されないものとなっていた(2512万円)。
- ・道路工事で、ガードレールを擁壁上部に直接設置する際に、車両衝突時の荷重を考慮した安定

計算の検討を行っていないため、擁壁の転倒に対する安全率が許容値を下回っていた(763万円)。

- ・道路工事で、粘土層等の軟弱地盤上の盛土に接して施工した水路について、盛土の沈下が進んだ後に築造するなどの沈下対策の検討が十分でなかったため、大幅な沈下や逆勾配が生じていた(552万円)。
- ・交通安全施設工事で、道路照明の使用材料承諾願に、設計(180W高圧ナトリウムランプ)と異なる仕様のランプ(110Wランプ)を使用する旨が記載されていたのに、これを承諾していたため、所要の路面照度が確保されていなかった(303万円)。
- ・農業用排水路工事のプレキャスト水路の設計で、上部を通行する車両の重量を考慮していなかったり、考慮してはならない地盤支持力を考慮したりしていたため、基礎杭として打設する松杭の本数が過小になっていた(2613万円)。
- ・バイオマス施設の進入路のブロック積擁壁について、背後の地形が上方に勾配のある傾斜地となっているのに、水平であるとして擁壁に作用する土圧を算定していた(320万円)。
- ・道路の落石防護柵の支柱について、構造計算で想定していたものより断面の小さなものを用いる設計としていたのに新たに構造計算を行っていないなかったり、落石防護柵を設置した既設の擁壁について、設置に伴い新たに作用する土圧に対する安定計算を行っていないなかったりしていた(393万円)。
- ・廃棄物最終処分場の浸出水処理施設工事で、渓谷となっている地山を切り盛りして大規模な調整池(縦62m、横120m、深さ7m)を築造するものであるのに、その基礎について、杭基礎等ではなく、厚さ20cmの基礎コンクリートを設ける設計としていたため、地盤沈下により調整池にひび割れ等の損傷が生じ、供用できないものとなっていた(13億9899万円)。本件工事では、請負人が自身の判断で基礎地盤のボーリング調査を行って、沈下量が設計の想定を大き

く上回るとの報告をしていたが、この問題提起は事業主体及び設計業者の容れるところとはならなかった。本件の手直し工事費は、原工事費とほぼ同額の十数億円に上るものとなっている。

(2) 経済性に関するもの

これらは、必要以上の規模の施設を整備したり、経済的な材料を用いる設計としていなかったりしていたものである。また、公共施設は、設置すれば終わりというものではなく、その後の維持管理を伴う。そして、設置及び維持管理を通じて、より少ない費用でより大きな効用を発揮させることが重要であり、そのためには、工事費だけでなく、ランニングコストにも配慮する必要がある。ここでは、施設を維持管理する上で必要な機器の規格に関する不経済な事態もある。

(不当事項)

- ・体験農園施設の利用者数は隣接する農産物販売施設の利用者数の内数であることが事業計画に明記されているのに、これを外数であると誤認して駐車場の整備面積を過大にしていた(259万円)。

(意見表示・処置要求事項)

- ・道路照明施設について、水銀ランプより経済性と環境負荷の低減に優れている高圧ナトリウムランプ等の省電力型ランプに交換した際に電気需給契約(2,594契約)の契約容量を見直していなかったり、最適な交換方式を採用していなかったためになお多数(8,643灯)の水銀ランプを使用していたりしていた(1億6977万円)。

(処置済事項)

- ・道路改良工事等341工事で、リサイクル原則化ルールの趣旨が徹底されていなかったため、再生砕石でなく、新材砕石等を使用していて、環境に配慮した経済的な設計となっていなかった(1億6740万円)。

2 積算に関するもの

積算の指摘には、単純な転記ミスや単位誤り、現場や取引価格の実態との不適合といった事例が多い。また、近年、競争契約における落札率は低下傾向にあるが、前工事に引き続き同一の請負人に随意契約で発注する後工事の予定価格の算定に、こうした競争の利益を反映させるよう意見を表示したものがある。また、工事費に関する事例のほか、補償費や施工管理業務委託費の積算に関する事例もある。

(1) 工事費の積算に関するもの

(不当事項)

- ・公営住宅の外壁改修工事で、1棟当たりの面格子9か所分の設置費の見積価格を誤って1か所当たりの設置費として積算していた(332万円)。
- ・小・中学校校舎の耐震補強工事で、K型鉄骨ブレースを固定する無収縮モルタルの所要量を設計書に誤って過大に転記したり、無収縮モルタルを注入する際の型枠の所要量を誤って2倍にしたりするなどしていた(3件、計1744万円)。

(意見表示・処置要求事項)

- ・競争入札により契約した前工事に引き続き同一業者との随意契約により行う後工事の予定価格の算定において、前工事の競争の利益を反映させる方法として、後工事の設計金額に前工事の落札率を乗ずる落札率方式や、前工事に含まれる工種について単価等の合意を行って後工事の積算に使用する単価合意方式があるが、いずれの方法も採っていない事業主体の後工事182工事で、落札率が前工事より高率(平均9.6ポイント)となっている事態が見受けられた。したがって、前工事のみならず、工事全体として競争による経済性等が図られるよう、落札率方式又は単価合意方式等の方法を採用する必要がある(背景金額2738億円:前工事の競争の利益が反

映されていない後工事182工事の工事費)。

(処置済事項)

- ・橋りょう上部工工事11工事の橋面防水工費の積算で、市場における実際の取引価格を調査することなく、物価資料掲載のメーカー発表価格をそのまま採用していた(3690万円)。

(2) 補償費等の積算に関するもの

(不当事項)

- ・土地区画整理事業に伴い支障となる自動車教習所の移転補償費の算定で、アスファルト舗装約1万m²等の撤去費について、大型の機械でなく、人力施工を前提とした単価を適用していた(594万円)。
- ・道路整備に伴い支障となる水道管等の移設補償費の算定で、財産価値の減耗分を控除していなかった(587万円)。
- ・道路改築事業に伴い支障となる鉄骨造り建物の移転料の算定で、建物の主要構造部に使用されている主要鋼材は既製のH型鋼であるのに、割高なビルドH型鋼の単価を適用していた(360万円)。
- ・道路改築事業に伴い支障となる温室施設等の工作物移転料の算定で、推定再建築費に耐用年数や経過年数等から定まる再築補償率を乗ずることとなっているのに、これに乗じていなかった(298万円)。

(処置済事項)

- ・鉄道施設の撤去・移設等の工事に係る施工管理業務委託22契約で、資料の収集整理、使用材料の品質確認、設計図書との現場照合などの業務に従事する者には、「技術員」の職種を適用すれば足りるのに、「技師(C)」の職種を適用して委託費を積算していた(3390万円)。

3

施工に関するもの

いわゆる施工不良の事態で、いずれも不当事項

である。原因は、請負人のミスや粗雑な施工と、発注者の監督・検査不十分である。

(不当事項)

- ・防波堤工事で、堤体本体のセルラブロックの底部に摩擦増大マットを取り付けて、マウンドの上に据え付ける設計としていたのに、請負人が誤って摩擦増大マットを取り付けないまま施工していた(1840万円)。
- ・ダム等の管理に必要な制御盤等の据付工事で、製作図等で使用することとしていたおねじ形ボルトではなく、誤って、JEM指針で使用が想定されていないめねじ形ボルトにより固定していたため、地震時における機能の維持が確保されていなかった(1億5838万円)。
- ・農業用水路の目地補修工で、シーリング材を充てんするための切込みを所定の深さまで行っていなかったため、シーリング材とコンクリートとの接着厚さが不足して、シーリング材がはく離するなどにより、水密性が確保されず漏水を生ずるおそれがある状態になっていた(177万円)。

4

契約・支払等に関するもの

ここでは、工事や調査・設計業務の契約及び支払に関する事例を上げる。この中では、状況の変化に対応して適切に契約変更の処置を執るべきとするものが多い。また、公共施設の維持管理において発注者が支払った費用を原因者等から徴収すべきとする事例もある。

(不当事項)

- ・下水道の送泥管の材料として、設計図書と異なる管種のものを使用する旨の請負人の申請を承諾していたのに、これに伴う契約額の減額変更等の処置を執っていなかった(561万円)。

(不当事項、意見表示・処置要求)

- ・河川工事に伴い必要となる鉄道工事の施行を鉄

道事業者に委託する場合、事業主体は、鉄道事業者との間で、全体協定及び年度協定を締結して、年度協定ごとに出来高等を把握した後に委託費を支払うが、5事業主体の6件の委託工事で、年度協定に基づく工事が翌年度に繰り越されても、年度協定を変更しないまま、新たな翌年度の年度協定を締結していたため、両年度協定における工期の一部が重複して、年度協定ごとの工事の出来高の把握が行えない状況であるのに、年度協定に基づく工事がすべて完了したとして鉄道事業者に委託費を支払っていた（背景金額86億円：出来高の把握を的確に行えないまま支払った委託費）。このうち1件の工事では、出来高検査を適切に行わないまま、平成16年度から19年度までの間に、実際の出来高より8億2358万円過大な27億余円の委託費を支払っていて、不当事項とされている。

（意見表示・処置要求事項）

- ・国道管理の一環としての路面下空洞調査業務の発注で、求める成果の内容を明確にしていなかったり、すべての探查データの提出を求めていなかったり、価格面の競争を取り入れた契約方式を導入していなかったり、調査業務に要した費用の増額変更に伴う占用企業者（地下埋設物を設置している企業等）の負担金の増額変更協議を年度内に速やかに行っていなかったりしていた（指摘金額1087万円：平成20年度の占用企業者11者からの負担金徴収不足額。背景金額6億円：20年度の路面下空洞調査業務16契約に係る支払額）。
- ・国道の道路照明やガードレールなどの道路附属物等の損傷事故によって必要となった復旧工事に係る負担金債権について、損傷事故を起こした者等に督促状を適切に発行していなかったり、滞納処分をほとんど実施していなかったり、破産手続に伴う債権の申出を適切に行っていなかったりして、負担金債権が不納欠損として処理されるなどしていた（指摘金額1億0398万円：平成16年度から20年度までの不能欠

損処理債権383件の額。背景金額2億円：20年度末現在で収納未済となっている債権580件の額）。

（処置済事項）

- ・単価契約による高速道路の交通事故復旧対策工、舗装・構造物補修工等の維持補修工事5契約で、各工種の出来高数量が予定数量を大幅に上回るなどして、支払額の合計が予定支払額を大幅に上回っているのに、工期の途中で諸経費率の逡減に応じて契約単価を減額する契約変更を行っていなかった（2件、計1億9645万円）。
- ・下水道終末処理場等の再構築に係る基本設計業務40契約で、他の者でも業務を実施できるのに、特定の財団法人との間で随意契約を締結していた（1億8233万円）。



5 事業効果等に関するもの

補助事業で取得した土地や建物が利用されていなかった事例のほか、①年度末に経済対策の一環として組まれた補正予算が、その趣旨に沿わない施設にまで配分されていて、効果が限定的となっている事例、②例外的に認められた農地転用であるのに、転用目的に寄与しておらず、結局、整備効果、転用効果のいずれの効果も発揮されていない事例、③構造物の点検・補修データがシステムに登録されておらず、点検結果を十分活用できないこととなっている事例がある。

（不当事項）

- ・下水汚泥の焼却灰を道路用の路盤材等として利用するまでの間、一時貯留するための仮置場として取得した用地が、約30年の間、一度も利用されていなかった（5億3700万円）。
- ・魚介類の荷さばき施設の建物が、漁具が保管されるなどして、20年近く、荷さばき施設としては全く利用されていなかった（6353万円）。

(意見表示・処置要求事項)

- ・河川改修事業を実施するために取得した用地のうち、5年以上工事に未着手となっているものが224万 m^2 (取得金額836億円=背景金額)あり、このうち10年以上未着手が146万 m^2 (65%)、15年以上未着手が75万 m^2 (33%)、20年以上未着手が43万 m^2 (19%)となっていて、未着手期間が長期にわたるものが多数存在している。これらのうち、旧地権者等に無断で使用されているものが11万 m^2 (取得金額49億9906万円=指摘金額)あった。また、未着手用地の中には、広場、運動場等として公共目的に活用されているものもあるが、大部分は活用が図られていない。
- ・まちづくり交付金事業で、①国土交通省が市町村からの予算要望額を上回る額の予算内示を行っていたことにより、932地区で交付要綱に反して単年度交付限度額を上回る交付申請及び交付決定が行われていたり、②上記①などにより、34地区で最終年度等に交付対象事業はあるが交付金が0円となって、交付金の交付申請や実績報告が行われないことにより、最終的な事業実施状況の確認や交付金の精算等の手続を補助金等適正化法等に基づいて行うことができないこととなっていたり、③既に整備計画上の事業として位置付けられている公園、広場等593施設が、防災施設として補正予算による交付金の割増し対象となっていて、防災施設の整備促進という補正予算の効果が限定的なものとなっていたりしていた(背景金額1698億円:平成16年度から20年度までの単年度交付限度額を上回っている交付金額1520億円、最終年度等に交付金の充当がない地区における当該年度の交付対象事業費68億円及び防災施設に係る20年度補正予算による交付金額110億円)。
- ・中山間地域の農業生産活動等の拠点として、会議や集会、実習、研修、農産物の調理・加工等

の目的に利用されることにより農業・農村の活性化に資する多目的施設である活性化施設127施設で、実際の利用者数が計画利用者数を下回っていて、事業効果が十分に発現していない事態が見受けられたので、活性化施設内における販売スペース等の設置に関する規制を緩和するなどして、地産地消の促進、地域住民の就業機会の増大等をさせ、中山間地域における農業・農村の一層の活性化を図る必要がある(125億2507万円)。

- ・国等が実施した土地改良事業の受益農地のうち、農業従事者の就業機会の増大に寄与する商業施設等の施設の用に供するために例外的に転用の許可を受けた受益農地74haにおいて、設置された施設が転用許可後に農業従事者の就業機会の増大に十分寄与していなかったり、受益農地が転用目的に供されないまま長期間にわたり放置されていたりしていた(9069万円)。
- ・高速道路における道路構造物の詳細点検(構造物の健全性を評価し、中長期的な状態を予測するために、5年又は10年に1回、近接目視、打音等により行う点検)、安全点検(安全性を日常的に確認するために本線内からの車上目視等により行う点検)等における点検データや補修データが点検データ管理システムに登録されておらず、計画的かつ効率的な管理のために活用できるものとなっていなかった(3件、背景金額計138億円:平成17年度から20年度までの詳細点検等に係る契約等の額)。

以上に紹介した事例を含め、会計検査院の指摘事項等について、詳しくは検査報告をご覧ください(会計検査院ホームページに全文掲載)。

最後に、受検庁その他の関係者の皆様には、これらの事例を参考とされて、適正かつ効率的・効果的な事業の実施に努めていただくようお願いする次第である。